

の給水等に関する協定書

昭島市長（以下「甲」という。）と、事業主（以下「乙」という。）
とは、乙が昭島市 町 丁目 番 号に建設する標記の給水等について、次のとおり協定を締結する。

(給水の方式)

第1条 当該建築物への給水は、配水管から分岐し、乙の増圧給水設備を介して給水を行うものとする。
なお、増圧給水設備以下装置の設計及び施工に当たっては「受水タンク以下給水施設の設置基準」(昭島市水道部基準)を準用するものとする。

(水道メーター等)

第2条 甲は、使用水量の計量、料金徴収等の業務を各給水単位（各戸）ごとに行うものとする。
ただし、住宅専用とし、これ以外の用途に変更した場合には、すべての住宅に対し、甲は、上記の取り扱いを行わないものとする。
2 甲は、前項の業務を行うために、各給水単位ごとに水道メーター（以下「各戸水道メーター」という。）を設置し、乙が、維持管理するものとする。
3 甲は、増圧給水設備に至る給水管にメーターバイパスユニットにより水道メーター（以下「総括水道メーター」という。）を設置し、乙が、維持管理するものとする。
4 総括水道メーターの使用水量と増圧給水設備以下各戸水道メーターの使用水量との差が、総括水道メーターの使用水量の5%を越える場合は、5%を含めてその超える水量分を、乙が負担するものとする。

(維持管理等)

第3条 増圧給水設備設置者等管理責任を有する者は、次の機能について1年以内ごとに1回の定期点検を行わなければならない。
① 逆流防止機能
② 運転制御機能
③ ①、②のほか正常な運転に必要な機能
2 前項に要する費用は、すべて乙の負担とし、万一事故等ある時は、入居者に周知徹底するものとする。

(開閉栓等)

第4条 給水の開始又は休止は、使用者等の申請により甲が行い、乙は無断で水道メーターの設置、撤去又はその他の器具により通水を行ってはならない。
2 乙は、使用者の転入転出等料金算出基礎に影響する事項があるときは、直ちに甲に届け出るよう入居者に周知徹底させるものとする。

(協定の承継)

第5条 乙が当該建築物を他に譲渡する場合は、この協定を新たな譲受人に承継するものとする。

(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 昭島市朝日町四丁目23番28号
氏 名 昭島市長

乙 住 所
氏 名